

令和4年第5回総会

山武市農業委員会会議録

令和4年5月6日 開会

令和4年5月6日 閉会

令和4年第5回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和4年5月6日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一
議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
 - (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する意見について
 - (4) 令和4年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について
 - (5) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
 - (7) 山武市農業委員会選出役職員について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

-
- ◎日 程
- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 令和4年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
- 日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第10 協議 山武市農業委員会選出役職員について

令和4年5月6日 山武市農業委員会 会長 井野 敬一

- ◎開 会
- 議長** これより令和4年第5回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
- ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。
- 欠席委員は議席番号13番鈴木委員です。
- 日程第1、会期の決定及び日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。
- (異議なし)
- 議長** 異議なしとの声がありました。御異議ないものと認めます。会期は本日1日限りとし、議事録署名人は、議席番号6番佐藤委員及び議席番号7番高野委員を指名いたします。
-

◎報告 (事務局説明)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に申請概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

続いて、申請番号ごとに地区担当推進委員の説明及び当該地域の農業委員の補足説明をお願いいたします。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の椎名委員の説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

申請番号1番について御説明いたします。

今回の譲受人、譲渡人におきましては、親子の関係で、所有権の移転、贈与によるものです。耕作地と自宅が離れておりますが、結構まめに耕作に来ておられて、畑を荒らしているようなこともないので、別に問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、当該地域の農業委員、議席番号17番、齊藤委員の補足説明を求めます。

齊藤委員

議席番号17番、齊藤です。

今、推進委員の椎名さんから説明がありましたとおりで、親子間の贈与なので、別に問題はないと思えます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。
議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。
今回の申請につきまして、所有権を伴う売買でございます。今回の譲受人の申請者は、前回3月時点で、5条申請で次男の住宅を建てる為に農地転用を行った残りの部分でございます。今回、申請人が畑として野菜を作付したいということでございますが、住宅地に介在している土地ではございますが、日照状況もよく適しているところでございます。
何も問題はないと思われますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
続いて、当該地域の農業委員、議席番号12番、今関委員の補足を求めます。

今関委員 議席番号12番、今関でございます。
ただいま推進委員の川村さんの説明のとおりでございます。住宅地の中に、3月申請で500㎡の家を建てるということで、残りの部分を親が買うということで私も説明を受けております。周りは住宅に囲まれていますので、荒らさないように畑を作ってもらったほうがいいと思いますので、地元としてはなるべくお願いしたいなと思います。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。
議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

伊藤推進委員 地区推進担当委員の伊藤です。
第1号の番号3について説明いたします。
この案件は売買による所有権の移転となります。譲渡人は耕作の予定がなく、管理に苦勞している為、譲受人のほうは自宅近くで耕作したい為ということです。
この土地、もともとは田んぼだったんですけれども、土を入れて畑として使用していたんですが、管理ができなくなってがさやぶになっている状態です。きれいにして使っていたのであれば、問題ないのかなと思われます。
よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
続いて、当該地域の農業委員、議席番号14番、藤田委員の補足説明を求めます。

藤田委員 議席番号14番の藤田です。
ただいま伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、権利者については、農地法第3条第2項には該当しないため、

許可要件の全てを満たしております。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の戸村委員の説明を求めます。

戸村推進委員 地区担当推進委員の戸村といたします。

議案第1号の第4について説明をいたします。

本件は売買による所有権移転でございます。譲渡人は経営規模縮小の為、手放したいと。譲受人は、この農地が耕作地に近い為申請農地を取得したいということで、今回の申請に至りました。

地元としても問題ないと思っておりますので、審議のほうよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、当該地域の農業委員、議席番号5番、廣口委員の補足説明を求めます。

廣口委員 議席番号5番の廣口です。

ただいま戸村委員のほうから御説明があったとおりで、地元としては何ら問題はございません。

権利者につきましては、農地法第3条第2項等には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することと決定いたします。

議案第1号、申請番号5について、地区担当推進委員の今関委員の説明を求めます。

今関推進委員 地区推進担当委員の今関でございます。

申請番号5番について御説明申し上げます。

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は自分の耕作地に近い為になっております。この265㎡の土地が隣接しておる圃場について説明します。

譲受人はニラの専作農家でございます。この土地の隣接圃場は2反近くあって、25年ぐらい前に水稻と露地野菜をやっていた御夫婦がおりまして、御主人が亡くなり、奥さん一人になってしまった為、離農されることになりました。二、三年後にこの譲受人の父親が借り受け、一緒に耕作している土地でございます。

地元としては何ら問題ございませんので、御審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、当該地域の農業委員、議席番号12番、今関委員の補足説明を求めます。

今関委員 議席番号12番、今関でございます。

ただいま推進委員の今関さんの説明のとおりでございます。地元としては何ら問題はございません。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の古谷委員の説明を求めます。

古谷推進委員 地区推進担当委員の古谷です。

議案第1号、番号6について説明いたします。

譲渡人につきましては、遠方に住んでおり、管理ができない為、譲受人につきましては、本件の土地は自宅から近く、耕作が便利な為です。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、当該地域の農業委員、議席番号11番、中山委員の補足説明を求めます。

中山委員 議席番号11番の中山でございます。

ただいま古谷推進委員さんの説明があったとおりでございます。現状もきれいに管理をされておまして、地元としては何ら問題なからうかと思えます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
議案第2号、申請番号1について、事務局からの説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
番号1番について説明いたします。
先ほど現地確認をまいりました。申請地は住宅に囲まれており、農地に対する影響は少ないかと思われま。また、市街地にも近く、住環境、生活環境や交通の利便にも恵まれた快適な場所ゆえに選定したとのこと。また、隣接する農地の方にも同意を得ておられるとのこと、問題ないかと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の廣口委員の報告を求めます。

廣口委員 議席番号5番の廣口です。
先ほど現地確認をしてまいりました。本件は、第3種農地での宅地分譲用地の造成です。農地法では、造成のみを目的とする農地転用は原則として不許可となります。しかし、都市計画法上の用途地域内における住宅等の造成の為の農地転用であって、当該農地をこれらの施設の用に供されることが確実な場合は許可し得るという例外規定が該当しますので、許可相当と思われまます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第2号、申請番号2から申請番号20について、関連する案件ですので、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。よって、これらの案件は一括審議といたします。

事務局の概要説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
番号2から20番について御説明いたします。
3度目の報告になりますが、今回の申請は、さんむ医療センター建て替え用としての用地に関する案件です。先月の総会で、農振除外、軽微変更の案件として審議していただき、その後、農業振興地域整備計画の変更がなされ、今回の転用申請に至りました。
周辺農地の耕作に影響が出ないように、十分に配慮を重ねた計画であると伺っております。
地元としても特に問題ないかと思われますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の廣口委員の報告を求めます。

廣口委員 議席番号5番の廣口です。
ただいま齋藤委員のほうから御説明がありましたとおりでございます。
本件は、第1種農地への新病院の建設に当たり、農地法第5条第2号ただし書きにある、土地収用法第26条第1項の規定による事業認定の告示を受けているため、許可相当と思われれます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第2号、申請番号2から申請番号20について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願に関する意見についてを議題といたします。
この議案については、同一地域の隣接する土地の案件ですので、一括審議することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。この議案は一括審議といたします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。議案第3号、番号1から3、非農地証明願について御説明します。

もともとは現在の所有者の先代の方がすぐ隣に住んでいたようで、現在では空き家になっており、今の所有者は農地も含めて管理にすごく困っているとのこと。

非農地になった際には、太陽光発電設備を設置する予定だそうです。

本日、現地を確認してまいりましたが、農地と呼ぶには少し厳しいかなというような状態でありました。この写真よりも現在はもう少し草が伸びている状態になっていました。

御審議、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の小川委員の報告を求めます。

小川委員

議席番号4番、小川です。

先ほど現地確認をしてみました。ただいま伊藤推進委員が説明したとおりでございます。

番号1の土地については、東側及び右側の別の所有者の農地よりも1mくらい高くなっており、連帯した農地とも言えず、非常に進入しづらい場所になっております。ところどころに木や篠竹が生えていて、全体的に農地に復元するのは難しい為、非農地であると思われれます。

番号2及び3の土地についても同様で、耕作放棄の状態が20年以上も継続しておりまして、特に灌木類が相当自生しており、機械を使用しても農地に復元することは困難であることから、非農地であると判断いたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第3号、申請番号1から申請番号3について採決いたします。本件について、現地調査員の報告のとおり、非農地として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については非農地として意見を付すことに決定いたします。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、採決に移りますが、農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に関与することはできないと規定されております。

利用権設定等個人別明細番号16番及び17番は、議席番号14番、藤田委員に関連する案件であることから、番号1から15まで及び18から21までを一括し、また、番号16及び17を一括してそれぞれ採決することとしてよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。この議案は利用権設定等個人別明細番号1から15まで及び18から21までを一括し、また、利用権設定等個人別明細番号16及び17を一括してそれぞれ採決することといたします。

まず、利用権設定等個人別明細番号1から15までと、18から21までを一括して採決いたします。

議案第4号、利用権設定等個人別明細番号1から15まで及び18から21までについて、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第4号、利用権設定等個人別明細番号1から15まで及び18から21までについて、原案のとおり承認することと決定いたします。

利用権設定等個人別明細番号16及び17については、藤田委員に関連する案件ですので、同委員の退室を求めます。

(藤田委員退室)

議長

議案第4号、利用権設定等個人別明細番号16及び17を一括して採決いたします。

本件について、提案のとおり承認することに異議ない方は
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認すること
と決定いたします。

採決が終わりましたので、藤田委員の入室を許します。

(藤田委員入室)

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に関する
意見についてを議題といたします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいた
します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案は一括審議とい
たします。

事務局から議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。議案第5号、利用配分計画設定等個
人別明細番号1から6までを一括して採決いたします。

本件について、原案のとおり設定すべきものと意見を付す
ことに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき
ものと意見を付すことに決定いたします。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案は一括審議といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。

議案第6号、番号1について、地区担当推進委員の山下委員から説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。

番号1について説明します。

更新です。主要作物としては、人参、落花生、水稻及びレタス、小松菜、ホウレンソウ等の葉物野菜を有機栽培されております。そして、さんぶ野菜ネットワークに全量出荷しております。また、地域の中で中心的な人物なので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長 次に、番号2について、地区担当推進委員の高橋委員の説明をお願いいたします。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。

番号2について説明いたします。

更新であります。主要作物は、露地野菜、ネギ、落花生を主に、現在、妻と2人で露地野菜の栽培を行い、ネギ収穫機を活用し、規模拡大、作業効率向上を図っております。

何も問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 次に、番号3について、地区担当推進委員の今関委員の説明をお願いいたします。

今関推進委員 地区担当推進委員の今関です。
番号3について御説明します。
新規でございます。本人、父、母と3人で、ネギを主力に落花生等を作って一生懸命頑張っております。よろしく申し上げます。
以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第6号、番号1、番号2及び番号3について、一括して採決いたします。
本件について、原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定いたします。

◎協議

議長 日程第10、協議、農業委員会選出役職員についてを議題といたします。
事務局から協議事項の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局からの説明が終わりました。
本件の選出方法について御意見を伺います。

(会長に一任)

議長

会長に一任するとの声がありました。会長が指名することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、私が指名させていただきます。

まず、1番目の山武市農政総合推進協議会委員は次の5名を議席順に指名いたします。私と、次に雲地委員、増田委員、川島委員、今関委員を指名いたします。

2番目に、山武市人・農地プラン検討委員会は次の4名を指名いたします。私と雲地委員、増田委員、川島委員を指名いたします。

3番目の山武市農業再生協議会委員は次の4名を指名いたします。私と佐藤委員、藤田委員、齊藤委員を指名いたします。

4番目の山武市地籍調査推進委員会委員は、山武地区の高野正夫委員を指名させていただきます。

5番目の山武市都市計画審議会委員は、会長職が求められておりますので、私が委員となります。

6番目の山武市景観審議会委員には、引き続き、佐藤委員を指名いたします。

7番目の山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議委員は、女性の委員が求められておりますので、鈴木委員を指名いたします。

8番目の山武市成田国際空港関連問題対策委員会委員は、引き続き川島委員と小川委員を指名いたします。

9番目の山武市総合計画審議会委員、この審議会も会長職が求められておりますので、私が委員となります。

◎その他

議長

以上で、本日予定しました議案等の審議は全て終了いたしました。

その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

◎閉 会
議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、6月6日月曜日、本庁舎3階大会議室を予定しております。御参集のほどよろしくお願いいたします。

本日は御苦労さまでございました。